

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、近畿地方整備局紀伊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

平成二十九年十二月十五日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（砂防堰堤計画に伴う基準点測量）
- 二 測量の地域 宇陀市室生三本松地域
- 三 測量の期間 平成二十九年十一月三十日から平成三十年二月二十八日まで